



吸収合併手続について

令和5年7月28日

弁護士 土肥 俊樹

[E-mail/doi_t@clo.gr.jp](mailto:doi_t@clo.gr.jp)

目次

1. 合併とは.....	2
(1). 吸収合併と新設合併	2
(2). 合併の効果.....	2
2. 吸収合併に係る会社法上の手続.....	3
(1). 合併契約の締結.....	4
(2). 事前開示書面等の備置.....	4
(3). 合併契約承認の株主総会決議.....	6
(4). 株券提出手続.....	8
(5). 債権者異議手続.....	8
(6). 反対株主の株式買取請求.....	9
(7). 消滅会社の新株予約権者の買取請求.....	10
(8). 登録株式質権者等への通知.....	10
(9). 効力発生日.....	10
(10). 事後開示書面等の備置.....	10
(11). 登記.....	11
3. その他の手続.....	11
(1). 金商法に基づく開示.....	11
(2). 取引所規則に基づく適時開示.....	12
(3). 独禁法に基づく企業結合審査.....	13
4. まとめ（スケジュール例）.....	14

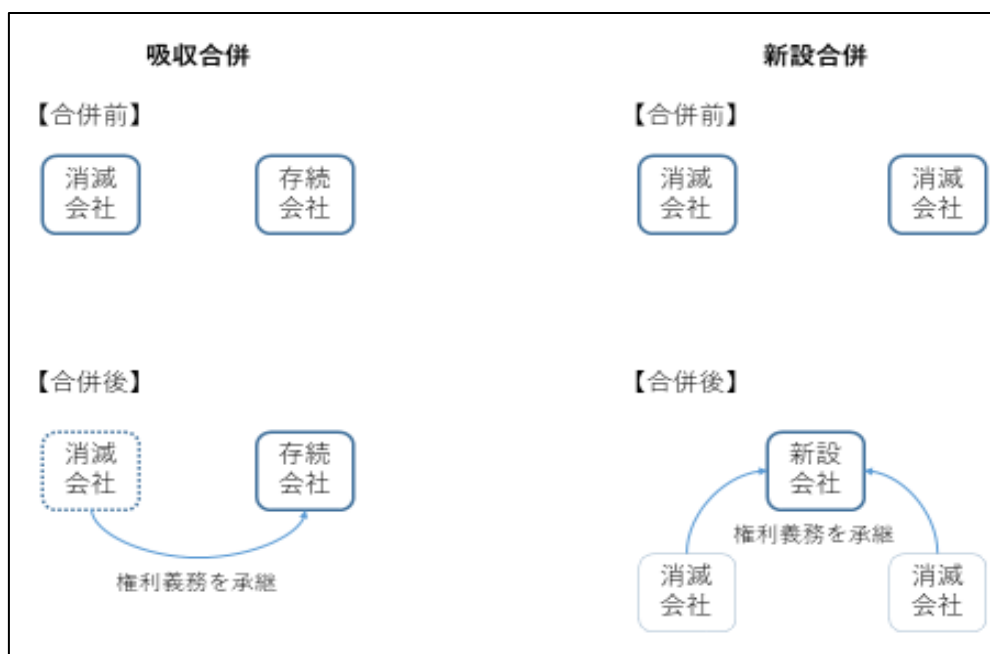
1. 合併とは

(1). 吸収合併と新設合併

「合併」は会社法上の組織再編手続であり、「吸収合併」と「新設合併」という2つの形態に分けて、それぞれ定義されています。

まず、「吸収合併」とは「会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの」と定義されており（会社法12条27号）、当事会社的一方（消滅会社）が解散して、その権利義務の全てをもう一方の会社（存続会社）が承継して存続することになります。

一方で、「新設合併」とは、「二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する会社の権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの」と定義されており（同条28号）、当事会社（消滅会社）がいずれも解散して、その権利義務の全てを承継した新会社（新設会社）が設立されます。



(2). 合併の効果

ア 私法上の権利義務について

上記のとおり、合併によって、消滅会社の権利義務は全て存続会社又は新設会社に包括的に承継されます（法750条1項、754条1項）。

この点に関連して、当事会社が締結している契約によっては、合併に当たって相手方当事者の承諾が必要とされている場合や、合併が解除事由として定められている場合があります。このような条項があったとしても、合併の効果として、当該契約上の権利義務は当然に存続会社又は新設会社に承継されますが、承諾を得なかったことにより

¹ 本稿においては、特に明記しない限り、会社法を「法」といい、会社法施行規則を「規則」といいます。

債務不履行責任を負う場合や、当該契約が解除される可能性があります。そのため、実務上、当事会社が締結している契約を確認し、当該契約の重要性や債務不履行責任等を問われる可能性等を考慮の上、契約の相手方から個別に同意を得ることも多いです。

イ 公法上の権利義務について

一方で、消滅会社が有していた許認可等の公法上の権利義務が承継されるか否かは、当該公法上の制度趣旨に従い個別に判断されます²。そのため、当事会社が業法上の許認可等を得て事業を行っている場合には、当該許認可等が承継されるか否かについて確認することが重要です。

前述のとおり、合併により消滅会社は解散するため、消滅会社に対する許認可は当然に存続会社に承継されるものではなく、たとえば、銀行が吸収合併により解散した場合、銀行業の免許は効力を失う（銀行法 41 条 3 号）と規定されているとおり、銀行法上、銀行業の免許が存続会社に承継されることは基本的に想定されていません。

他方で、電気通信事業者が合併により消滅した場合であっても、電気通信事業者の地位は存続会社に承継されます（電気通信事業法 17 条 1 項）。ただし、承継後に遅滞なく届け出る必要があります（同条 2 項）。同様の定めとして、たとえば食品衛生法 56 条があります。また、事前の承認を条件として許認可等の承継を認めるものとして、旅館業法 3 条の 2 第 1 項や、風営法 7 条の 2 第 1 項があります。

なお、消滅会社が負っていた会社法上の義務（10 年間の会計帳簿保存義務（法 432 条 2 項）や電子公告によって決算公告を行った場合の 5 年間の継続義務（法 940 条 1 項 2 号、法 440 条 1 項））についても、存続会社が承継しこれを履行する義務を負うとされています³。

2. 吸収合併に係る会社法上の手続

会社法上、吸収合併と新設合併とで適用条文が異なるとともに（たとえば、吸収合併手続は法第五編第五章第二節、新設合併手続は同章第三節）、当事会社が株式会社と持分会社の場合とでも異なる条文が定められています（たとえば、消滅会社が株式会社の場合は法第五編第五章第二節第一款第一目、持分会社の場合は同条第二目）。

本稿においては、我が国における株式会社の数が持分会社の数よりも多いことや⁴、実務上、経済的に対等合併といわれるケースにおいても法的には吸収合併の手続がとられるケースが多いこと⁵を踏まえて、消滅会社及び存続会社がいずれも株式会社の場合の吸収合併

² 江頭憲治郎著「株式会社法 第 8 版」（有斐閣・2021 年）883 頁。

³ 森・濱田松本法律事務所編「新・会社法実務問題シリーズ・9 組織再編（第 3 版）」（中央経済社・2022 年）7 頁

⁴ 国税庁「令和 2 年度分会社標本調査」

<https://www.nta.go.jp/publication/statistics/kokuzeicho/kaishahyohon2020/pdf/R02.pdf> 14 頁参照

⁵ 前掲江頭著 885 頁。なお、「政府統計の総合窓口(e-Stat)」-登記統計/商業・法人（法務省）

https://www.e-stat.go.jp/stat-search/database?page=1&layout=dataset&kikan=00250&statdisp_id=0003206210 によると、2022 年の株式会社の本店における合併による解散の変更登記が 4,154 件であるのに対し、合併による設立登記は 2

を念頭に解説します。

(1). 合併契約の締結

ア 合併契約の内容

当事会社は、吸収合併を行う場合、必ず合併契約を締結する必要があり（法 748 条後段）、契約に定めるべき事項が以下のとおり法定されています（法 749 条 1 項各号）。

- ① 当事会社の商号及び住所（同項 1 号）
- ② 消滅会社の株主に対して交付する金銭等（金銭その他の財産）の内容⁶（同項 2 号）
- ③ 消滅会社の株主に対する金銭等の割当てに関する事項⁷（同項 3 号）
- ④ 消滅会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権又は金銭の内容⁸（同項 4 号）
- ⑤ 消滅会社の新株予約権者に対する新株予約権又は金銭の割当てに関する事項⁹（同項 5 号）
- ⑥ 合併の効力発生日（同項 6 号）

なお、上記以外の事項を合併契約に定めることも可能であり、合併契約承認に係る株主総会の開催時期や、効力発生日までの善管注意義務等を規定するケースも多いです。

イ 締結手続

合併契約の締結は当事会社の重要な業務執行行為に当たることから、締結に先立って、取締役会設置会社であれば取締役会決議（法 362 条 4 項柱書）、取締役会設置会社でなければ取締役の過半数による決定（法 348 条 2 項）が必要になります¹⁰。ただし、指名委員会等設置会社の場合、後述する簡易合併及び略式合併により株主総会決議を要しない場合に限っては、取締役会決議により、合併契約の内容の決定を執行役に委任することができます（法 416 条 4 項 19 号かつこ書き参照）。

(2). 事前開示書面等の備置

合併手続において、当事会社の株主は、合併契約の承認可否について株主総会で議決権を行使できるとともに（後記(3).参照）、反対する場合には株式買取請求権を行使することができます（後記(6).参照）。また、債権者は、合併について異議を述べることができます（後記(5).参照）。そのため、株主及び債権者がこれらの権利を行使するに当たって必要な情報を開示すべく、当事会社は、合併に関する事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録（以下、総称して「事前開示書面等」といいます）を本店に備え置く必要があります

件です。

⁶ 金銭等を交付しない場合は記載不要です。

⁷ 種類株式発行会社でなければ、株主平等原則（法 109 条 1 項）により割当比率は機械的に定まりますが、存続会社株式を合併対価とする場合、株式数に端数が生じる場合があるため、割当比率の調整のための金銭交付を定めることがあります（前掲江頭著 898 頁）。金銭等を交付しない場合は記載不要です。

⁸ 新株予約権・金銭を交付しない場合は記載不要です。

⁹ 新株予約権・金銭を交付しない場合は記載不要です。

¹⁰ 玉井裕子・滝川佳代・大久保圭編「合併ハンドブック 第 4 版」（商事法務・2019 年）112 頁

ます（法 782 条 1 項、794 条 1 項）。そして、当事会社の株主及び債権者は、営業時間内であればいつでも、当該書面等の閲覧を請求し、又は謄本・抄本の交付等を請求することができます（法 782 条 3 項、794 条 3 項）。

ア 法定記載事項

事前開示書面等に記載すべき事項は、消滅会社と存続会社とに分けて規定されており、それぞれ以下のとおりです。

【消滅会社】

- ① 吸収合併契約の内容（法 782 条 1 項 1 号）
- ② 合併対価の相当性に関する事項¹¹（規則 182 条 1 項 1 号、同条 3 項）
- ③ 合併対価について参考となるべき事項¹²（同条 1 項 2 号、同条 4 項）
- ④ 新株予約権の定めに関する事項（同条 1 項 3 号、同条 5 項 1 号）
- ⑤ 存続会社の計算書類等に関する事項（同条 1 項 4 号、同条 6 項 1 号）
- ⑥ 消滅会社の計算書類等に関する事項（同条 1 項 4 号、同条 6 項 2 号）
- ⑦ 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（同条 1 項 5 号）
- ⑧ 吸収合併契約等備置開始日後、上記①～⑦に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（同項 6 号）

【存続会社】

- ① 吸収合併契約の内容（法 794 条 1 項）
- ② 消滅会社の株主に対して交付する金銭等の内容及び割当てに関する定めに関する事項¹³（規則 191 条 1 項 1 号）
- ③ 消滅会社の新株予約権者に対して交付する新株予約権又は金銭の内容及び割当てに関する定めに関する事項¹⁴（同項 2 号）
- ④ 消滅会社の計算書類等に関する事項（同項 3 号、4 号）
- ⑤ 存続会社の計算書類等に関する事項（同項 5 号）
- ⑥ 効力発生日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（同項 6 号）
- ⑦ 吸収合併契約等備置開始日後、吸収合併が効力を生ずる日までの間に、上記①～⑥に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項（同項 7 号）

イ 備置期間

消滅会社の場合は吸収合併契約等備置開始日から効力発生日まで、存続会社の場合

¹¹ 合併対価を交付する旨を合併契約において定めていない場合には、その旨を記載する必要があります（規則 182 条 3 項柱書かっこ書き）。

¹² 合併対価の種類に応じて規則 182 条 4 項 1 号～5 号に区別して記載事項が定められています。

¹³ 当該定めがない場合は、その旨を記載する必要があります（同号かっこ書き）。

¹⁴ 全部の新株予約権の新株予約権者に対して交付する存続会社の新株予約権の数及び金銭の額を零とする旨の定めを除きます（同号かっこ書き）。

は吸収合併契約等備置開始日から効力発生日後 6 ヶ月を経過する日まで、事前開示書面等を本店に備え置く必要があります。

吸収合併手続においては、株主総会決議や株式買取手続、債権者保護手続等を並行して実施することができ、その時間的先後も問われないことから¹⁵、備置開始時点である「吸収合併契約等備置開始日」は、以下のうち最も早い時点とされています（法 782 条 2 項）。

- ・ 合併承認に係る株主総会決議日の 2 週間前の日
- ・ 株式買取請求に関する通知又は公告のいずれか早い日
- ・ 新株予約権買取請求に関する通知又は公告のいずれか早い日
- ・ 債権者の異議に関する公告又は催告のいずれか早い日

(3) 合併契約承認の株主総会決議

各当事会社は、効力発生日前日までに株主総会の特別決議（法 309 条 2 項 12 号）によって合併契約の承認を受ける必要があります（法 783 条 1 項、795 条 1 項）。ただし、後記ウ及びエのとおり、略式合併（法 784 条 1 項本文、796 条 1 項本文）又は簡易合併（同条 2 項）の場合には、株主総会の決議は不要となります。

ア 招集手続における注意点

招集通知には議案（合併契約）の概要を記載又は記録する必要があるとともに（法 299 条 4 項、298 条 1 項 5 号、規則 63 条 7 号リ）、株主総会参考書類には、合併を行う理由や合併契約の内容の概要のほか、事前開示書面等に記載すべき事項の内容の概要の記載も求められます（規則 86 条各号）。

イ 取締役の説明義務

存続会社において合併差損が生ずる場合には、株主の利益保護のため、取締役には説明義務が課され（法 795 条 2 項）、合併差損の発生理由及び処理方針等を説明したうえで、承認を受ける必要があります¹⁶。吸収合併において合併差損が生じる場合とは、①承継債務額が承継資産額を超える場合（同項 1 号）と、②合併対価¹⁷の帳簿価額が承継資産額と承継債務額の差額を超える場合（同項 2 号）と定められています¹⁸。

また、存続会社が消滅会社から承継する資産に存続会社の株式が含まれる場合にも、取締役に説明義務が課されます（法 795 条 3 項）。具体的には、「当該株式に関する事項」として、取得する自己株式の種類及び数、消滅会社における当該株式の帳簿価額、存続会社における当該株式の取扱いなどを説明する必要があります¹⁹。

¹⁵ 相澤哲・葉玉匡美・郡谷大輔編「論点解説 新・会社法」（商事法務・2006 年）696 頁

¹⁶ 前掲江頭著 909 頁

¹⁷ 合併対価が存続会社の株式等（株式、社債及び新株予約権をいいます（法 107 条 2 項 2 号ホ））の場合には、存続会社の分配可能額が減少しないことから、合併対価から存続会社の株式等を除いた部分の帳簿価額を、承継資産額から承継債務額を控除した額と比較することとされています（法 795 条 2 項 2 号かっこ書き）（森本滋編「会社法コンメンタール 18」（商事法務・2010 年）219 頁（柴田和史））。

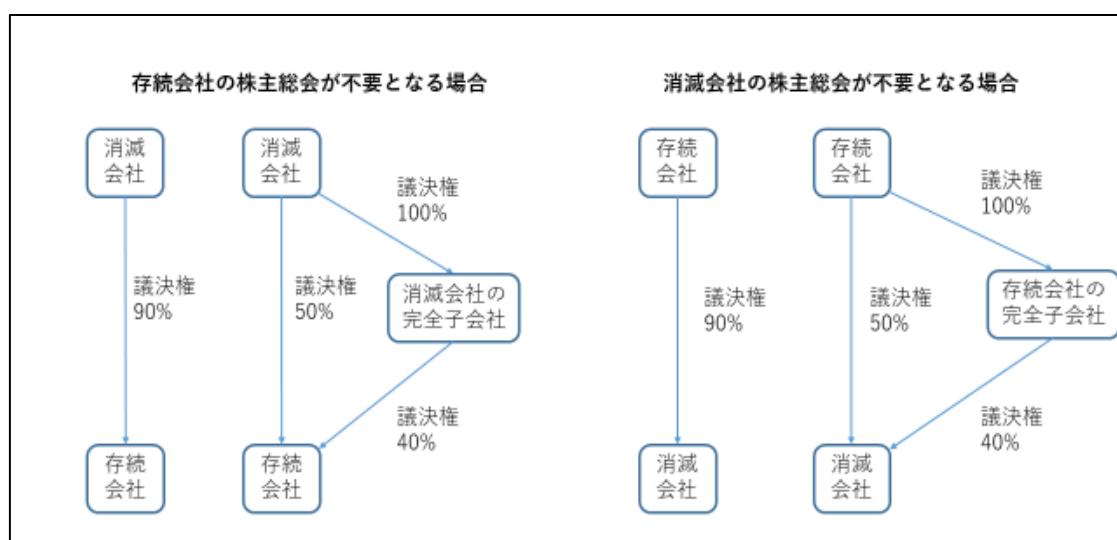
¹⁸ 承継債務額及び承継資産額の算定方法については規則 195 条に定めがあります。

¹⁹ 前掲森本編 223 頁（柴田和史）

ウ 略式合併

存続会社が消滅会社の特別支配会社である場合は消滅会社の株主総会決議が、消滅会社が存続会社の特別支配会社である場合は存続会社の株主総会決議が不要となります²⁰（法 784 条 1 項本文、796 条 1 項本文）。

特別支配会社とは、「ある株式会社の総株主の議決権の 10 分の 9（これを上回る割合を当該株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）以上を他の会社及び当該他の会社が発行済株式の全部を有する株式会社その他これに準ずるものとして法務省令で定める法人が有している場合における当該他の会社」と定義されており（法 468 条 1 項かっこ書き）、たとえば、一方の当事会社が他方の当事会社の議決権を、単独又は完全子会社の保有議決権と合計して 90%以上保有している場合などがこれに当たります²¹。



エ 簡易合併

存続会社に比べて消滅会社の規模が小さい場合は存続会社の株主に対する影響が軽微であることを踏まえて、消滅会社の株主に交付する合併対価の額²²が存続会社の純資産額²³の 20%以下であれば、存続会社の株主総会決議が不要となります（法 796 条 2 項本文）。もっとも、合併差損が生じる場合（前記イ参照）には、簡易合併は利用できず、株主総会決議が必要となります（同項ただし書き、795 条 2 項 1 号・2 号）。

²⁰ もっとも、合併対価の全部又は一部が存続会社の譲渡制限株式等（法 783 条 3 項かっこ書き、規則 186 条 1 号）である場合であって、①消滅会社が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないとき、又は、②存続会社が公開会社でないときは、略式合併は利用できず、株主総会決議が必要となります（法 784 条 1 項ただし書き、796 条 1 項ただし書き）。

²¹ なお、株主総会決議の期限が効力発生日の前日とされていることから、特別支配会社の該当性についても、効力発生日の前日において判断すべきと解されています（前掲相澤・葉玉・郡谷編 698 頁）。

²² 合併対価の種類に応じて、法 796 条 2 項 1 号イ～ハに掲げる額の合計となります。

²³ 規則 196 条の定めに従い計算されます。

(4). 株券提出手続

消滅会社が株券発行会社の場合は、全部の株式について、株券提出手続が必要となります（法 219 条 1 項 6 号）。具体的には、効力発生日までに消滅会社に対して保有株式に係る株券を提出しなければならない旨を、効力発生日の 1 ヶ月前までに公告するとともに、株主及び登録株式質権者に対して各別に通知する必要があります（同項柱書本文）。

ただし、全ての株式について株券が発行されていない場合には、当該手続を行う必要はありません（同項柱書ただし書き）。そのため、全株主から株券発行の請求がなされていないために株券が全く発行されていない場合（法 215 条 4 項参照）は上記手続が不要になるほか、株券を発行している場合でも株主が少数の場合（グループ会社間の吸収合併の場合など）には株券不所持の申出（法 217 条）を利用して上記手続を回避することが考えられます。

なお、新株予約権証券が発行されている場合も同様に、新株予約権証券の提出手続が必要となります（法 293 条 1 項 3 号）。

(5). 債権者異議手続

ア 公告・催告

経営状態が悪化している当事会社との吸収合併は、他方当事会社の債権者に不利益を与える可能性があることから、当事会社の債権者には、合併に対して異議を述べる機会が与えられています（法 789 条 1 項 1 号、799 条 1 項 1 号）。具体的には、当事会社は、効力発生日前日の 1 ヶ月以上前より、1 ヶ月以上の期間（異議申述期間）において、以下の事項を官報により公告するとともに、知っている債権者に対して各別に催告する必要があります（法 789 条 2 項、799 条 2 項）。

- ① 吸収合併をする旨
- ② 相手方当事会社の商号及び住所
- ③ 両当事会社の計算書類に関する事項²⁴
- ④ 債権者が異議申述期間内に異議を述べることができる旨

ただし、官報公告のほか、日刊新聞紙又は電子公告による公告をした場合には（いわゆるダブル公告）²⁵、知っている債権者に対する各別の催告を省略することができます（法 789 条 3 項、799 条 3 項）。

イ 債権者に対する弁済等

当事会社は、債権者が異議を述べた場合、債権者を害するおそれがないときを除き、当該債権者に対して弁済若しくは相当の担保を提供するか、又は弁済目的で相当の財産を信託する必要があります（法 789 条 5 項、799 条 5 項）。

²⁴ 具体的な記載事項については、消滅会社については規則 188 条、存続会社については同 199 条に定められています。

²⁵ ただし、公告方法は定款記載事項のため（法 939 条 1 項）、定款に日刊新聞紙又は電子公告を公告方法として定めていない場合は、定款変更手続（法 466 条）が必要となります。

「債権者を害するおそれがない」かどうかは、当該債権額や弁済期等を考慮して判断することとなりますが、異議を述べた債権者に既に十分な担保が提供されていた場合や、相手方当事会社の財産状況から当該債権の弁済が確実である場合等には、債権が害されるおそれがないと考えられます²⁶。

(6). 反対株主の株式買取請求

ア 反対株主の株式買取請求権

合併に反対する株主（反対株主）は、投下資本回収の機会を確保する観点から、当事会社に対して自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できます（法 785 条 1 項、797 条 1 項）。株式買取請求権を行使できる「反対株主」は、法 785 条 2 項及び 797 条 2 項に定義されており、基本的には、合併契約承認のための株主総会に先立って合併に反対する旨を通知するとともに、当該株主総会において当該合併に反対する必要があります（法 785 条 2 項 1 号イ、797 条 2 項 1 号イ）²⁷。

イ 当事会社の手続

当事会社は、効力発生日の 20 日前までに株主²⁸に対して以下の事項を通知する必要があります（法 785 条 3 項、797 条 3 項）。ただし、公開会社の場合や、株主総会で合併契約の承認を得ている場合は、公告に代えることができます（法 785 条 4 項、797 条 4 項）。

- ① 吸収合併等をする旨
- ② 相手方当事会社の商号及び住所
- ③ 存続会社が消滅会社から承継する資産に存続会社の株式が含まれる場合は、当該株式に関する事項（存続会社の場合のみ）

ウ 反対株主の手続

反対株主は、株式買取請求権を行使する場合は、効力発生日の 20 日前の日から効力発生日の前日までの間に、請求に係る株式の種類及び種類ごとの数を明らかにしてこれを行う必要があり、株券が発行されている株式については株券の提出も必要となります（法 785 条 5 項・6 項、797 条 5 項・6 項）²⁹。

エ 価格決定手続

反対株主から株式買取請求がなされた場合、株式の価格について当事会社と反対株主との間で協議が調えば、当事会社は効力発生日後 60 日以内に支払を行うこととなります（法 786 条 1 項、798 条 1 項）。

一方で、効力発生日から 30 日以内に協議が調わない場合は、反対株主又は当事会社

²⁶ 前掲森本編 176 頁（伊藤壽英）

²⁷ 当該株主総会において議決権を行使することができない株主（法 785 条 2 項 1 号ロ、797 条 2 項 1 号ロ）や、株主総会決議が不要な場合における特別支配会社を除く全ての株主も「反対株主」となります（法 785 条 2 項 2 号、797 条 2 項 2 号）。

²⁸ 特別支配会社は除かれます（法 785 条 3 項かつこ書き、797 条 3 項かつこ書き）。

²⁹ なお、会社の承諾がない限り、請求を撤回することはできません（法 785 条 7 項、797 条 7 項）。

は、当該期間の満了日後 30 日以内に、裁判所に対して価格決定の申立てを行うことができます（法 786 条 2 項、798 条 2 項）。裁判所は、買取請求の日を価格算定の基準日として³⁰、合理的な裁量に基づいて当該株式の「公正な価格」を決定することとなります。

(7). 消滅会社の新株予約権者の買取請求

反対株主と同様、消滅会社の新株予約権者も、自己が有する新株予約権の買取を請求することができます（法 787 条）。新株予約権者は株主総会において議決権を行使できないことから、株主総会に先立つ通知等の行使要件は定められていませんが、その他の手続は基本的に前記(6).と同様です。

(8). 登録株式質権者等への通知

消滅会社は、効力発生日の 20 日前までに、登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対し、吸収合併をする旨を通知又は公告する必要があります（法 783 条 5 項、6 項）

(9). 効力発生日

合併契約に定めた効力発生日に、消滅会社は解散し、存続会社が権利義務一切を承継し（法 750 条 1 項）、消滅会社の株主は、合併対価の種類に応じて、存続会社の株主、社債権者又は新株予約権者となります（同条 3 項 1 号～4 号）。また、消滅会社の新株予約権者については、保有する新株予約権は消滅しますが（同条 4 項）、合併対価として存続会社の新株予約権が交付される場合には、存続会社の新株予約権者となります。

なお、効力発生日は当事会社の合意により変更できますが（法 790 条 1 項）、その場合には、変更前の効力発生日の前日までに、変更後の効力発生日を公告する必要があります（同条 2 項）。

(10). 事後開示書面等の備置

存続会社は、効力発生日後遅滞なく、以下の事項を記載又は記録した書面又は電磁的記録を作成し、効力発生日から 6 ヶ月間、本店に備え置く必要があります（法 801 条 1 項、3 項）。

- ① 効力発生日（規則 200 条 1 号）
- ② 消滅会社における差止請求手続・株式買取請求手続・新株予約権買取請求手続・債権者異議手続の経過に関する事項（同条 2 号）
- ③ 存続会社における差止請求手続・株式買取請求手続・債権者異議手続の経過に関する事項（同条 3 号）
- ④ 存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（同条 4 号）
- ⑤ 消滅会社の事前開示書面等に記載された事項（吸収合併契約の内容を除く）³¹

³⁰ 最決平成 23. 4. 19 民集 65 巻 3 号 1311 頁（楽天対 TBS 事件）、最決平成 23. 4. 26 判時 2120 号 126 頁（インテリジェンス事件）

³¹ 吸収合併契約の内容については法 794 条 1 項に基づき存続会社の事前開示書面等に記載されるため、重複を避けるためここでは記載不要とされています（前掲森本編 287 頁（柴田和史））。

(同条 5 号)

⑥ 存続会社の変更登記の日 (同条 6 号)

⑦ 上記①～⑥に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項 (同条 7 号)

(11). 登記

効力発生日後 2 週間以内に、本店所在地において、消滅会社については解散登記、存続会社は変更登記をする必要があります (法 921 条)。なお、消滅会社は効力発生日に解散するため、消滅会社の解散登記は、存続会社の代表者が消滅会社を代表して申請することとなります (商業登記法 82 条 1 項)。

3. その他の手続

(1). 金商法に基づく開示

ア 臨時報告書について

当事会社が有価証券報告書提出会社³²の場合、その業務執行を決定する機関が、以下のいずれかの要件を満たす吸収合併を行うことを決定した場合、遅滞なく、臨時報告書を提出する必要があります (金商法 24 条の 5 第 4 項、企業内容等の開示に関する内閣府令 (以下「開示府令」といいます) 19 条 2 項 7 号の 3)。

- ① 有価証券報告書提出会社の資産額が、最近事業年度末日における純資産額の 10%以上増加することが見込まれる吸収合併
- ② 有価証券報告書提出会社の売上高が、最近事業年度の売上高の 3%以上増加することが見込まれる吸収合併
- ③ 有価証券報告書提出会社が消滅することとなる吸収合併

また、有価証券報告書提出会社の連結子会社が当事会社の場合には、提出会社又は当該連結子会社の業務執行を決定する機関が、以下のいずれかの要件を満たす吸収合併を行うことを決定した場合にも、臨時報告書の提出が必要となります (開示府令 19 条 2 項 15 号の 3)。

- ① 連結会社の資産額が、最近連結会計年度末日における連結純資産額の 30%以上減少し若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併
- ② 連結会社の売上高が、最近連結会計年度の売上高の 10%以上減少し若しくは増加することが見込まれる連結子会社の吸収合併

イ 有価証券届出書について

存続会社が、合併対価として消滅会社の株主に対して有価証券を発行又は交付する場合、以下のいずれかの場合には、「特定組織再編成発行手続」(金商法 2 条の 3 第 4 項)又は「特定組織再編成交付手続」(同条 5 項)に当たり、それぞれ「有価証券の募集」又は「有価証券の売出し」に含まれる結果 (同法 4 条 1 項かつこ書き)、発行開示

³² 金融商品取引法 (以下「金商法」といいます) 24 条 1 項の規定による有価証券報告書を提出しなければならない会社をいい、基本的には、上場会社がこれに当たります (同項 1 号)。

が必要となる場合があります。

- ① 発行又は交付される有価証券が第 1 項有価証券³³の場合で、消滅会社の株主が 50 名以上の場合（金商法 2 条の 3 第 4 項第 1 号・金融商品取引法施行令（以下「金商令」といいます）2 条の 4、金商法 2 条の 3 第 5 項第 1 号・金商令 2 条の 6）³⁴
- ② 発行又は交付される有価証券が第 2 項有価証券³⁵の場合で、消滅会社の株主が 500 名以上の場合（金商法 2 条の 3 第 4 項第 3 号・金商令 2 条の 5、金商法 2 条の 3 第 5 項第 3 号・金商令 2 条の 7）

もつとも、消滅会社が金商法に基づく継続開示義務を負わない場合には届出は不要となるため（金商法 4 条 1 項 2 号イ）、消滅会社が非上場会社であれば、通常、有価証券届出書の提出は不要となります。また、合併対価となる有価証券について既に開示が行われている場合も届出が不要になるため（同号ロ）、存続会社が上場会社の場合に、自己株式を交付する場合なども有価証券届出書の提出が不要となります。

なお、金商法は、事前開示書面等の備置きを発行規制における「勧誘」に見立てて規制していることから（金商法 2 条の 3 第 2 項参照）、有価証券届出書の提出が必要な場合には、事前開示書面等の備置きまでに届出を行う必要があります³⁶。実務上も、有価証券届出書の提出が必要な場合には、届出がその効力を生じていない限り、当該特定組織再編成発行手続又は特定組織再編成交付手続に係る吸収合併の会社法上の効力は発生させてはならないものとして取り扱われています³⁷。届出は、原則として有価証券届出書の受理日から 15 日を経過した日に効力を生じますが（金商法 8 条 1 項）、短縮の申出をすることにより、適当でないと認められる場合を除き、提出日の翌日に効力が発生する取扱いを受けることができます（同条 3 項）³⁸。

(2). 取引所規則に基づく適時開示

当事会社が上場会社の場合、又は当事会社が上場会社の子会社の場合には、取引所規則

³³ 「第一項各号に掲げる有価証券又は前項の規定により有価証券とみなされる有価証券表示権利、特定電子記録債権若しくは同項各号に掲げる権利（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合（流通性その他の事情を勘案して内閣府令で定める場合を除く。）に限る。以下「電子記録移転権利」という。）」（金商法 2 条 3 項柱書）と定義されていますが、典型的には、存続会社の株式や新株予約権（同条 1 項 9 号）、社債（同項 5 号）がこれに当たります。また、存続会社の親会社株式を交付する場合（三角合併）についても、親会社株式が第 1 項有価証券に該当します。

³⁴ プロ私募（金商法 2 条の 3 第 4 項第 2 号イ）や少数人数私募（同号ロ）に当たる場合は、「特定組織再編成発行手続」から除外されます。特定組織再編成交付手続についても同様です。

³⁵ 「前項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利（電子記録移転権利を除く。）」（金商法 2 条 3 項柱書）と定義されていますが、たとえば「吸収合併存続株式会社の株式等以外の財産」（会社法 749 条 1 項 2 号ホ）として、信託受益権（金商法 2 条 2 項 1 号）や集団投資スキーム持分（同項 5 号）が交付されるような場合が想定されます。

³⁶ 前掲玉井・滝川・大久保編 267 頁

³⁷ 金融庁「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」（https://www.fsa.go.jp/common/law/kaiji/230131_kaiji.pdf）B15-1 参照

³⁸ 前掲「企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）」B8-2⑤参照

に基づく適時開示の要否を検討する必要があります。

まず、当事会社が上場会社の場合、業務執行を決定する機関が合併を行うことを決定した場合に、適時開示が必要となります(有価証券上場規程(以下「上場規程」といいます)402条1号k)。上場会社が当事会社の場合には軽微基準が定められていないことに留意が必要です。なお、消滅会社の解散については、合併による解散が開示事由から除かれています(上場規程402条1号nかつこ書き)。

一方で、当事会社が上場会社の子会社の場合は、適時開示事由には該当するものの(上場規程403条1号c)、以下の軽微基準に全て該当する場合には、適時開示は不要となります(有価証券上場規程施行規則403条3号)。

- ① 当該合併による連結会社の資産の額の減少額又は増加額が直前連結会計年度の末日における連結純資産額の30%未満であると見込まれること。
- ② 当該合併による連結会社の売上高の減少額又は増加額が直前連結会計年度の売上高の10%未満であると見込まれること。
- ③ 当該合併による連結会社の連結経常利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の連結経常利益金額の30%未満であると見込まれること。
- ④ 当該合併による連結会社の親会社株主に帰属する当期純利益の増加額又は減少額が直前連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益金額の30%未満であると見込まれること。

(3). 独禁法に基づく企業結合審査

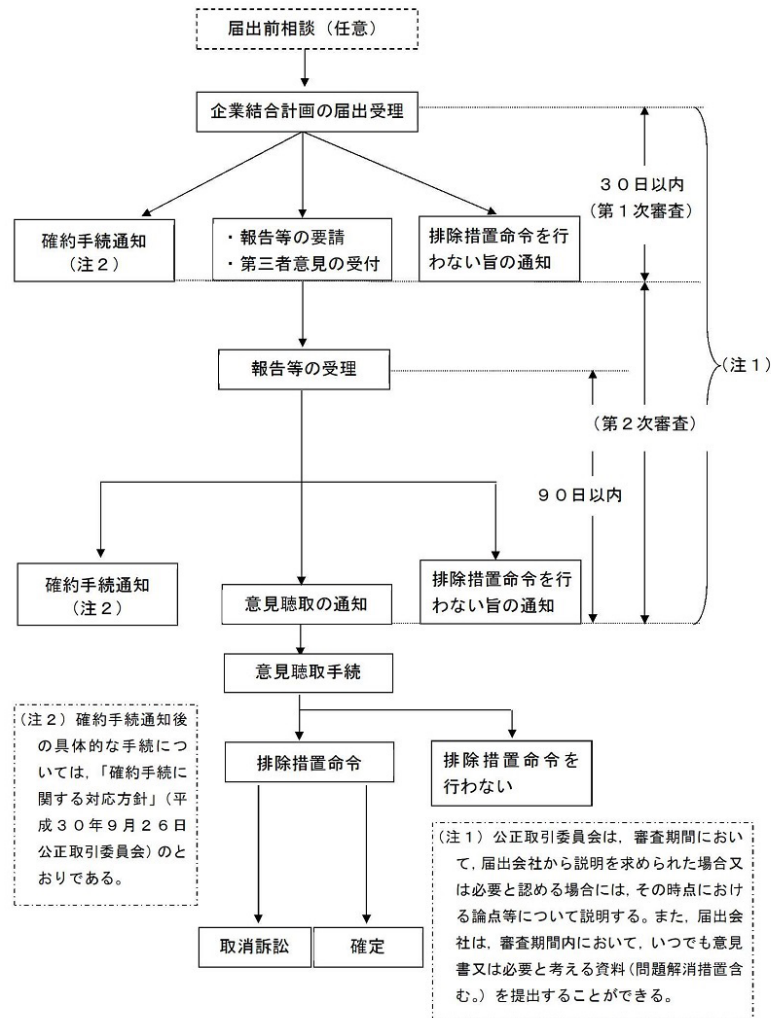
まず、合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、合併自体が禁止されます(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令(以下「独禁法」といいます)15条1項1号)。

また、国内売上高合計額200億円超の会社と国内売上高合計額50億円超の会社の合併については、あらかじめ公正取引委員会に届出を行う必要があります(同条2項、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令18条)³⁹。届出受理日から30日を経過するまでは合併の禁止期間となりスケジュールに影響するため(独禁法15条3項、同法10条8項本文)、届出の要否については早期に検討する必要があります。なお、届出を行った会社は、合併の効力が生じたときは、完了報告書を公正取引委員会に提出する必要があります(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則10条5項)。

公正取引委員会による審査の流れについては、同委員会が公表している下記のフローチャートが参考になります。

³⁹ ただし、全ての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合には、届出は不要とされています(独禁法15条2項ただし書き)。

(参考) 企業結合審査のフローチャート



(出典：公正取引委員会「企業結合審査の手続に関する対応方針」⁴⁰⁾

4. まとめ (スケジュール例)

上記手続のまとめとして、3月末日を効力発生日として、いずれも有価証券報告書提出会社かつ上場会社である当事会社間において吸収合併を行う場合(合併対価は存続会社の自己株式)のスケジュール例を記載します。もっとも、実際に吸収合併を行うにあたっては、特に開示の時期や公正取引委員会への合併届出に係る審査期間等の点について、個別の事情を踏まえたスケジュールの策定が必要になるため、留意が必要です。

⁴⁰⁾ 公正取引委員会ウェブサイト

(<https://www.jftc.go.jp/dk/kiketsu/guideline/guideline/taiouhoushin.html>)

日程	存続会社	消滅会社
12/20	合併契約の締結に係る取締役会決議	
12/20	適時開示（前記 3(2). 参照） ⁱ	
12/20	臨時報告書の提出（前記 3(2). 参照）	
12/20	合併契約の締結（前記 2(1). 参照）	
1/16	株主総会招集通知の発送 ⁱⁱ	
1/17 (株主総会日の 2 週間前の日)	事前開示書面等の備置開始（前記 2(2). 参照）	
1/31	合併契約承認に係る株主総会（前記 2(3). 参照）	
1/31	臨時報告書の提出 ⁱⁱⁱ	
1/31	公正取引委員会への合併届出（前記 3(3). 参照）	
2/28 まで (効力発生日前 日の 1 ヶ月以上 前まで)	債権者に対する公告及び催告（前記 2(5). 参照）	
3/1 まで (効力発生日の 1 ヶ月前まで)		株券・新株予約権証券提出の通知及び公告（前記 2(4). 参照）
3/12 まで (効力発生日の 20 日前まで)	株主に対する通知又は公告（前記 2(6). 参照）	
	新株予約権者に対する通知又は公告（前記 2(7). 参照）	
		登録株式質権者及び登録新株予約権質権者に対する通知又は公告（前記 2(8). 参照）
3/31	効力発生日前日	
4/1	効力発生日（前記 2(9). 参照）	
	事後開示書面等の備置開始（前記(10). 参照）	
	公正取引委員会への完了報告（前記 3(3). 参照）	
4/14	合併変更登記(前記 2(11). 参照)	消滅会社の解散登記（前記 2(11). 参照）
9/31	事前・事後開書面類等の備置終了	

以上

当事務所では、主として名刺交換をさせていただいた方を対象とし、有用な法律情報等をお知らせすべく定期的にメールマガジンを発行させていただいております。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本稿は一般的な情報を提供するもので、リーガルアドバイスを目的とするものではありません。本稿記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所の見解ではありません。個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要がございます。お問い合わせ等ございましたら、執筆担当者までご遠慮なくご連絡くださいますよう、お願いいたします。

【配信停止・お問い合わせについて】

今後、本メールマガジンの配信又は配信停止をご希望の方、メールアドレスの変更その他お問い合わせがございましたら、大変お手数ではございますが、下記メールアドレスまでご連絡ください。

[\(clo_mlstop@clo.gr.jp\)](mailto:clo_mlstop@clo.gr.jp)

ⁱ なお、適時開示は、上場会社又はその子会社の業務執行機関が決定した場合に直ちに行う必要があるところ（上場規程 402 条 1 号柱書、403 条 1 号柱書）、基本合意書（Memorandum of Understanding）や契約趣意書（Letter of Intent）を締結した場合には、それが単なる準備行為に過ぎない場合や、交渉を開始するに当たっての一定の合意でしかなく、その成立の見込みが立つものではないとき等を除き、その時点で適時開示を行う必要がある場合もあるため、留意が必要です（東京証券取引所「会社情報適時開示ガイドブック（2023 年 4 月版）」52 頁）。

ⁱⁱ 株主総会の日の 2 週間前までに通知を発する必要があります（法 299 条 1 項）。

ⁱⁱⁱ 開示府令 19 条 2 項 9 号の 2 に基づく臨時報告書です。